

第 18 回岩国市景観審議会 会議録

日 時	令和 7 年 3 月 17 日（月） 14：00～14：50
場 所	岩国市役所 3 階 31・32 会議室
出 席 者	8 名（8／9） 鵜委員、富川委員、内田委員、野嶋委員、 村越委員、木村委員、福田委員、杉山委員
事 務 局	内坂都市開発部長、片野景観整備課長、増原主査兼景観政策班長、 池田主任、中村主任、石尾主事
関 係 者	株式会社オオバ（1 名） 岩国市屋外広告物規制誘導基準等修正業務受託業者 <u>※議題 1 のみ出席</u>
会 議 の 公 開	☒ 公開 ☐ 非公開

1 会議次第

1. 開会

2. 議題

（1）岩国市屋外広告物等に関する条例（案）について

3. その他

（1）令和 7 年度 景観啓発事業（予定）について

4. 閉会

2 配布資料

- ・資料 1 岩国市屋外広告物等に関する条例（案）について
- ・令和 7 年度景観啓発事業（予定）について

3 審議経過

○会議の成立

委員 9 名中 8 名が出席しており、岩国市景観条例施行規則第 21 条第 3 項の規定を満たしているため、本日の会議は成立。

○開会

内坂都市開発部長 挨拶

議題 1 「意見聴取第 8 号：岩国市屋外広告物等に関する条例案（案）について」

○事務局

議題 1 「岩国市屋外広告物等に関する条例（案）について」のご説明をさせていただきます。

まず、前回の景観審議会や、本年 1 月に開催した意見交換会での御意見を踏まえて修正を行った内容について、ご説明させていただきます。

なお、条例案の概要については、お手元の前回景観審議会概要の A3 の資料をご参照ください。

1. 色彩について

では、資料 1 の 1 ページをご覧ください。

こちらは、前回の審議会でご説明させていただきました「色彩基準案」となります。城下町地区については、色相、地域に関わらず一律彩度 7 以下としておりましたが、「色の系統」や「地区に合わせた基準」を検討してはどうかとのご意見をいただきまして、「色彩基準案」の再検討をさせていただきました。

再検討案が、2 ページとなります。

一般的に彩度は「低彩度・中彩度・高彩度」と階層を三つに分けて使われますが、具体的にいくつからいくつが低彩度というような明確な定義はありません。各自治体でも様々な基準を設けられています。

そのような中で、本市では、4 までを低彩度、7 までを中彩度として規定し、地域に応じ、彩度を設定しました。

まず、第 1 種制限地域の横山地区の基準についてご説明させていただきます。

横山地区については、武家屋敷地に由来する、和風の佇まいを基本とする景観と調和する色彩となるよう彩度を設定しています。

また、2 ページの右下の色見本は、「横山地区景観形成ガイドライン」において、玄関等の開口部の「推奨色」として指定された色彩の例となります。

こちら、橙色の「Y R」と黄色の「Y」の茶系色の色相については、彩度 8 まで認めていることから、開口部とのバランスをとり、「Y R」と「Y」は、彩度 8 までとしています。

茶系色以外の周辺景観との調和の難しい色相については、彩度を抑え、4 以下としています。

続きまして、3 ページと 4 ページは、「横山地区景観形成ガイドライン」から抜粋した資料となります。屋外広告物も、建築物の外観を構成する要素のため、景観形成ガイドラインで指定された開口部等の色彩基準とのバランスがとれる色彩基準としました。

第 18 回岩国市景観審議会 会議録

2 ページに戻っていただきまして、次に、第 2 種制限地域の岩国地区の基準について御説明させていただきます。

横山地区同様、「城下町に由来するまち」としての佇まいと調和させる必要がありますが、商業地としての賑わいも創出するため、彩度を緩めても、周辺景観との調和が図ることができる色相については、一定程度許容し、彩度 7 以下としています。また、周辺景観と調和の難しい色相の彩度は抑え、4 以下としています。

続いて、第 3 種制限地域の関戸地区の基準について、沿道での一定の商業利用が行われる地区であることから、岩国地区と同様の色彩基準を適用します。

続きまして、5 ページをご覧ください。

こちら、松がねの例のような、建築物と調和した和風の意匠の「のれん」への色彩基準の適用について検討しました。

松がねは、第 2 種制限地域の岩国地区にある観光交流施設でございます。こちらの「のれん」は、彩度 6 程度であり、今回の青系色の色彩案の彩度 4 以下では基準に適合しなくなるため、青系色全体の彩度の緩和も検討しましたが、このような「のれん」を考慮して、彩度基準を緩和した場合、青系色の広告物全てに影響します。

そのため、「景観形成基準に適合する建築物と調和した和風の意匠ののれん」というように限定して、彩度基準を適用しないという案にいたしました。

同様の規制手法を福岡県の太宰府市、福島県の白河市等が採用しており、6 ページに例規を抜粋して載せております。

2. 意見交換会での御意見への対応方針について

続きまして、7 ページをご覧ください。こちら、本年 1 月に開催した地元や屋外広告業者との意見交換会でのご意見とその対応方針についてまとめています。

合わせてお手元の A3 の資料をご覧ください。

A3 資料のとおり、市条例案では、制限区域を赤色の重要文化的景観エリアに拡大するため、これまでは表示できていた、国道沿いや岩国地区の一般広告物、屋上広告物は禁止となり、撤去を求めることになります。

3. 経過措置期間について

この案に対して、条例施行後、ただちに撤去しないといけないのか、といったご意見がありましたので、経過措置案を作成しました。8 ページをご覧ください。

市条例を制定することにより、市条例施行日の時点で新たな基準に適合しなくなる既設の広告物（既存不適格広告物）について、財産権の保護の観点も加味し、最長で 7

第 18 回岩国市景観審議会 会議録

年の経過措置期間を設けます。

このように、経過措置期間を設定しておりますが、最長の経過措置期間を適用できるのは、市条例施行後 3 年間の間に改修等が困難な場合に限るため、可能な限り、短期間で是正いただけるよう、事業者の方へ説明をしていく予定です。

4. 許可基準について

続きまして、9 ページから 13 ページをご覧ください。

こちら、前回の審議会でお示しした資料となりますが、黄色で着色している部分が修正をしたところでございます。色彩の基準のみ、前回から変更させていただいております。

5. 条例案大綱について

続きまして、14 ページをご覧ください。

こちらの「大綱」と参考資料として事前にお送りした資料の巻末にございます「条例案」、この二つの資料をベースに今後、パブリックコメントを求める予定としています。

大綱では、市条例制定の背景や目的、県条例から市条例で変更となった点等をまとめています。

条例制定の背景・目的として、錦帯橋の世界文化遺産登録に向けて、屋外広告物に対してきめ細やかな規制をし、「錦帯橋と岩国城下町」の景観を保全していく必要があること、屋外広告物制度の周知・申請率向上による、より一層の公衆の危害の防止等を記載しております。

市条例の基準の大枠については、前回の審議会でご説明をしていますので、重複する部分もございますが、県条例から市条例で変更となった点を中心にご説明させていただきます。

続きまして、15 ページをご覧ください。

まず、条例制定の目的は「良好な景観の形成」、「風致の維持」、「公衆に対する危害の防止」と、屋外広告物法と同様となりますが、市条例では、「特定屋内広告物」を条例の対象としております。

続きまして、16 ページをご覧ください。

「ポイント」にありますように、県条例では「禁止地域」という名称だった地域名について、何も掲出できなくなるというような誤解を生じさせないため、市条例では「制限地域」という地域名称に変更することを記載しています。

県条例での指定に加え、文化財保護法に基づく重要文化的景観の選定地を追加して

第18回岩国市景観審議会 会議録

います。この追加により、重要文化的景観区域の全てを規制対象としています。

続きまして、17ページをご覧ください。

県条例では許可の証票としてシールを交付し、広告物へのはり付けを義務付けていましたが、廃止し、代わって、許可書を交付します。

これは、申請広告物が多数ある場合に、広告物ごとにシールを作成し、事業者へ広告物への貼り付けを義務付けることが、申請者側と審査側でどちらも負担となっているため、廃止するものです。

許可をしている広告物は台帳で管理をしていますので、市民等からの問い合わせがあれば、台帳に基づき確認・対応をいたします。

続きまして、18ページから21ページまでは大きな変更点はありません。

続きまして、22ページをご覧ください。

22ページの「28 岩国市景観審議会への意見聴取等」に記載しておりますとおり、今まで山口県知事による地域の指定や許可基準の変更等に当たっては、山口県屋外広告物審議会でも意見聴取等することとされていましたが、条例の地域の指定や許可基準の変更等について、市条例制定後は、本審議会、岩国市景観審議会でも意見を聴取させていただくことになります。

市条例施行後に新たに制限地域等の指定をする際や、許可基準を変更する際には、今回のように、ご意見をお伺いすることになります。

23ページから25ページについても大きな変更はございません。

以上が、条例案大綱の説明となります。

6. 今後の予定について

続きまして、26ページをご覧ください。

今後のスケジュール案を記載しています。本日の条例案について、一定の御理解をいただいた場合のスケジュールとなりますが、令和7年6月ないし7月頃にパブリックコメント・説明会を実施予定です。

令和7年8月頃の景観審議会でも、パブリックコメント・説明会のご意見を踏まえた最終案を御確認いただく予定です。

その後、令和7年12月に、条例案を議会に上程し、可決いただいた場合、半年間の周知期間をもって、令和8年7月に、条例の施行を予定しております。

最後に、条例案をつけております。

こちらの条文については、今後、本市の法務担当等と確認作業をし、多少修正がかかるかと思っておりますので、現時点での条文案ということになります。

説明が長くなりましたが、議題1につきましては以上となります。

○鵜会長

議題1について、目次にあるように6項目について説明をいただきましたけれども、どの項目からでも結構ですので、ご意見ご質問ございましたらお願いいたします。

○木村委員

これは補助金の制度もあわせて設けるということでしたよね。

○事務局

今回の規制によって、撤去が必要となった場合の補助制度を考えておりますが、予算措置等が絡みますので、詳細はまた今後詰めていくことになります。

○木村委員

条例の施行前までには、内容がある程度確定するということがいいでしょうか。

○事務局

そのとおりです。

○木村委員

広告看板というのは、経済界にとって一つのアピールポイントになるわけですね。

今は景観整備課でこういった施策の検討をやっていらっしゃるんですけど、市役所内の観光振興課とかシティプロモーション課とか、おそらく情報共有はされていると思うんですけど、そういった部署にも内容やスケジュール等をよく周知していただければと思います。

○事務局

こういった審議会を含め、説明会等につきましても、今おっしゃっていただいたように、文化スポーツ振興部の錦帯橋課、産業振興部の観光振興課やシティプロモーション課とも情報共有して、その内容や結果についてフィードバックしております。

○木村委員

錦帯橋下河原の売店はどうなるんでしょうか。広告とか、のぼりが立ったりしていると思うんですけど。

○事務局

下河原の売店につきましても、城下町エリアの中なので、規制の対象になります。

○杉山委員

下河原はですね、そこを使用する許可が必要で、その権利が代々引き継がれているように聞いているんですけど、ただ錦帯橋を世界遺産にするという取り組みをする以上は、や

第18回岩国市景観審議会 会議録

はりあといったものがあるのは望ましくないんじゃないかなとは思いますが。

これまでの経緯もあるので、なかなかすぐというのは難しいとは思いますが、少なくともこういった広告物の基準は守ってほしいと思います。

それから、彩度とか明度という基準があって、のれんの青についても例をあげられましたが、ちょっと写真も撮ってきたんですが、やっぱり城下町なので、品性というのも大事なかなと思います。

観光地だから、外国人の方にもアピールするのに、このぐらいは必要だろうという気持ちも分かるんですが、やっぱり全体で見てちょっとどうかなと思うほど、すごく賑やかな看板も見受けられるので。

これも売りたい、あれも売りたいというので、結果的にそういうものになっていると思うので、色彩とか大きさとか、そういうものだけではなくて、品性という部分も判断基準にしていただければと思います。

○鷗会長

定量的に彩度や明度で基準を作ること以上に、品性とか、その城下町らしさとか、そういった定性的な側面からの基準も作れないかという、そういうご提案だと思うんですけど、そのあたりは事務局どのようにお考えですか。

○事務局

今回の屋外広告物の条例に関しましては、定量的な基準になります。

どういったものを設置されるか、それを市の方で審査する必要がありますので、一定の基準は設けさせていただいております。

杉山委員からお話がありました、品性とか品位という定性的な表現なんですけれども、こちらに関しましては、景観計画の景観形成基準等で言及をしておりますので、この城下町エリアに関しては、看板についてはこういうものを設置していきましようというように定めてはいますので、新たに屋外広告物の条例として定量的な基準が今回設定されるということで考えていただければと思います。

○鷗会長

二本立てと言いますか、屋外広告条例につきましては、先ほどのご意見のように、商売とか観光に直結するところがあるので、定量的な基準をもって設置者に対して指導しないといけないし、そういった基準を設けないといけないという、このルールは曲げられないところがあります。

しかし、おっしゃる通り、品性とか城下町らしさという部分も大事ですし、そういったことについては、景観計画の中の景観形成基準というものがありますので、その中の文言で行政はチェックしていくという、その二本柱でそのあたりを何とか担保していきたい、ということですのでよろしいですかね。

そのようにやらないと、なかなか全部が全部数値化できないところがあると思いますし、これは国もそういうルールでやっているはずなので、その二本立てでまずはやってみて、

第18回岩国市景観審議会 会議録

それが上手くいかないようであれば、規制を強化するとか、城下町らしさをもう少し詳細に書き込むとか、そういったことになろうかと思います。

そのあたりでご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

○事務局

補足ということでもないんですが、これまでの県条例では、総量の規制というのがありませんでした。

一つの広告物がこれだけの大きさであれば、数についてはそれほど制限がなかったんですが、今回は全体の総量の制限を決めていますので、今までのように小さければたくさん掲出できるというものではなくなっています。

そのあたりは、城下町地区の風情というものを何とか整えたいという思いですので、そういう実務をしていきたいなと思います。

○木村委員

新しく店舗を構えてお店を始めたいというときに、当然広告を掲示したり、お店のデザインをするわけですけど、それは事前に景観整備課に相談して、許可を得てから始めるということになるんですか。

○事務局

現在の県条例での運用に関しましても、手戻りがないように事前にご相談いただいて、手続きをしていただくようお願いしております。

市条例が制定されてからにつきましても、事前協議はお願いすることになると思いますし、まだ検討中ではあるんですが、景観計画の届出は屋外広告条例に関するものについては不要ということになっていますので、事前協議を義務付けないと、どういうものができるかがわからなくなってしまうので、これについては必置の方向で考えたいと思っています。

○木村委員

制度の周知がなかなか難しいと思うんですが、そのあたりについてはどう考えられていますか。

○鵜会長

一般的には、申請の手続きのガイドラインみたいなものがあって、それをHP等で見ることができて、それについて行政の方でも丁寧に発信していくという形だと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

○事務局

現在の県条例の制度につきましても、ある程度ホームページに手続きの流れは掲載しております。

第 18 回岩国市景観審議会 会議録

なお、広告物に関しましては、設置が県への登録をされている業者しかできませんので、主に業者の方に周知徹底して、手続きに誤りや不備がないように指導はしていきたいと考えております。

○鷗会長

手続きも重要だとは思いますが、26 ページにある説明会とパブリックコメントについては、やっぱり事業者の方々にはネガティブに働くケースもありますので、この趣旨なり、条例のポイントなりをしっかりと事務局に説明していただいて、十分にご理解いただいた上で、臨んでいただくということにしていきたいと思います。

○事務局

1 月に意見交換会を行っているんですが、その際に業者の方も出席されて、面積の件や経過措置期間についてご意見等が出ておりますので、またある程度内容が決まった時点で業者の方にも案内をして来ていただいて、意見等をお伺いしていきたいと考えています。

○木村委員

パブリックコメントでの意見等を踏まえて、最終的に取りまとめたものについて、この審議会で市長に答申するようになるんですか。

○鷗会長

本件は景観審議会としては意見聴取ということで、条例ですので、市議会ということになるのではないかと思います。

○事務局

最終案につきましては、パブリックコメント等を行った後、変更点を含めたものについて、また景観審議会でご報告をさせていただければと思います。

○鷗会長

スケジュールとしては今年の 8 月、パブリックコメント等を受けた形での最終案について、再度審議会の皆様のご意見をいただきたいと思います。

○杉山委員

錦帯橋を渡ったところあたりのお店の看板は、皆さん申請を提出されているんでしょうか。

○事務局

現在の県条例では、城下町地区に限って言いますと、横山地区側は全てのエリアが対象となっており、岩国地区側に関しましては土手沿いの道が対象となっていて、そこにある看板に関しましては県条例の対象にはなっています。

第 18 回岩国市景観審議会 会議録

ただ、前回の審議会でもお話をさせていただいたんですけれども、まだ申請されていないお店等もございまして、案内も送付はしているんですが、なかなか出していただけていない状況もございます。

○杉山委員

それが心配なんですよ。

結局皆さんが、お店を繁盛させるために、自分たちの思い付きで看板を出していった結果が、今の状態になっていると思うので、それをどこかでちゃんと納得してもらわないと、なかなかトラブルが絶えないと思うんですよ。

だからそれを強くお願いしたいを思います。

それと、こういうものがあるということの周知についても、徹底していただけたらと思います。

○鵜会長

なかなか難しい話ですけど、景観法が 2004 年にできたときにですね、伊勢神宮のおはらい町というところがありまして、各店舗が好き勝手に色々な看板を出していたのを、それをみんなでコントロールして、サインやのれんを統一していきましょうということでやったら、通行量が 10 倍になったんですね。

10 倍の通行量になるということは、売上が 10 倍近くになる可能性もあるということで、地元の方にも、とにかく看板出す方が儲かるという話じゃなくて、そういう事例をもって、みんなで統一することで結果的に景観が金になるということ、もう少し理解を進めていかないと、今のままではなかなか難しいのかなとは思います。

例えば出雲大社の前もそうですし、伊勢神宮もそうですし、色んなところで景観が実は経営とかビジネスに繋がっているというのがあるので、そういう事例をもって説明ができればいいかなと思うんですけどね。

○事務局

市条例を制定するにあたりまして、今回の条例で適合しないところがあるものにつきましては、市の方で個別に説明をしていこうと考えております。

その際に、鵜会長におっしゃっていただいたようなことも併せて説明しながら、ご理解いただけるようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○鵜会長

景観は少し時間がかかるものですので、経営とかビジネスとなかなか上手く繋がりにくいと思われがちなので、そのあたりはやっぱりじっくり説明していくということですかね。

杉山委員がおっしゃるようなことも踏まえて、説明を丁寧によろしく願いいたします。

○村越委員

新しく条例を制定するにあたって、県より厳しいものになると思うんですが、今まで許

第 18 回岩国市景観審議会 会議録

可が不要だったもの、いわゆる既存不適格のものはどのくらいありますか。

それともう一つは、県の許可が本来必要であったのに、許可を取っていないというものも把握はされているのでしょうか。

○事務局

今回の条例で規制が厳しくなる横山、岩国、関戸地区について、既存不適格となるのが大体 20 件程度で把握しています。

こういった既存不適格となるものについては、先ほどご説明したように、個別に説明に行かせていただく予定としています。

○村越委員

それぐらいであれば、個別に話をしていけばいいんじゃないですかね。

さきほど鵜会長が言われた伊勢神宮のおはらい町もそうですし、川越に行ったときも、郵便局もスターバックスもほとんど色を抑えていて、マンホールもそういうものになっていて、やっぱりそういうものが本当に売上につながる例はたくさんあるんだなって思いました。

○鵜会長

萩はローソンも確か茶色だったと思うんですね。

そういうふうに理解を得る努力をしていくということは重要だと思います。

○事務局

これまでも、ドラッグストアコスモスさんについて、他の場所ではピンクが基本だったりするのを、景観ガイドラインに沿って、少しトーンを抑えてもらったりとか、看板も屋根の上に出すのではなくて、位置を工夫してもらったりとか、そういうこともお話をさせていただきながらやってきました。

先ほどの 20 件を含め、地区内の広告物については、すでに個別に調査をしていますので、例えばセブンイレブンさんにしても、この地区内には先ほどのコスモスさんの向かいと、それから関戸にもありますけど、同じ店舗でもどう対応が変わってくるかというところまで把握させていただいていますので、先ほど鵜会長にも言っていただきました、景観がお金になるという色々な事例も含めて、丁寧にしっかり説明していきたいなと思っています。

○鵜会長

その他ないようでしたら、これを原案として、スケジュールにあるように、今後パブリックコメント、説明会という流れになると思いますが、本日出た意見につきましても、しっかり踏まえて作業を進めていくということで、どうぞよろしくお願いします。

その他 令和 7 年度景観啓発事業（予定）について

○事務局

これまであまり御紹介する機会がありませんでしたが、本市で定期的に取り組んでいる「景観啓発事業」について御紹介をさせていただきたいと思います。

本市では、主に三つの取組をしています。

「景観まちあるき」、「いわくに景観賞」、「オープンハウス型説明会」を定期的の実施しています。

詳しい事業内容はお手元の資料に取りまとめておりますが、簡単に概要を説明させていただきます。

まず、資料の 1 ページから 6 ページの「景観まちあるき」につきましては、小中学生とその保護者を対象に、まちあるきを楽しみながら、身近な景観に親しみ、景観まちづくりへの理解を深めていただくことを目的に実施しているもので、こちらについては審議会委員である杉山委員をはじめとした景観ウォッチャーの皆様にも御協力をいただいています

平成 29 年度に第 1 回を開催し、新型コロナウイルスの影響で開催を見送った令和 2・3 年度を除いて、毎年実施しています。

次に、資料の 7 ページから 10 ページの「いわくに景観賞」についてです。

「いわくに景観賞」は、景観への意識や関心を深めていただくことを目的に、景観まちづくり活動を行っている個人や団体、景観上優れた建造物等について表彰するもので、平成 29 年度から、概ね、隔年で実施をしております。

募集対象については、資料 7 ページに記載のとおり、第 1 回・第 2 回と第 3 回とで変更していますが、第 1 回・第 2 回は建造物部門とまちなみ・まちづくり部門、第 3 回は 3 部門で市内の美しい景観の写真を募集しました。

受賞者について、7 ページ以降に掲載しております。時間の都合上、個別の御紹介は省略させていただきますので、また資料を御覧いただければと思います。

最後に、資料 11 ページの「岩国城下町地区の景観まちづくりに関するオープンハウス」についてです。

「景観まちづくりに関するオープンハウス」については、景観重点地区に指定している横山地区・岩国地区の城下町地区を主な対象としています。

城下町地区に関する景観計画の内容や補助制度、修景・修繕事例等についての資料をパネル展示するとともに、景観整備課の職員もその場に常駐し、御来場いただいた皆様から対話形式で質疑応答をさせていただく「パネル展示型の説明会」です。

この取組は、昨年度、令和 5 年度から始めたものですが、昨年度は岩国地区にある岩

第 18 回岩国市景観審議会 会議録

国市観光交流施設の「本家松がね」で行い、今年度は同じく岩国地区にある「城下町サロン」をお借りして 2 回実施しました。

本年度は、3 回目の開催として、ちょうど明日、明後日になりますが、岩国地区にありますドラッグストアコスモス錦帯橋店さんに御協力をいただけることになりましたので、駐車場の一部をお借りし、実施する予定でございます。

以上、駆け足で御説明をさせていただきましたが、このような周知啓発の活動は継続的に行うことが大事であると考えていますので、来年度、令和 7 年度以降も定期的に実施したいと考えております。

本日御審議いただきました屋外広告物につきましても、他の自治体では景観賞の対象にされているところもございます。

タイミング的にも、来年度の景観賞に屋外広告物を対象に加えることも検討しておりますが、「景観法に基づく届出制度」「景観条例に基づく補助制度」「屋外広告物法に基づく許可制度」などと併せて、周知啓発事業にも取り組みながら景観計画の目的の実現に向けて取り組んでまいりますので、委員の皆様にも引き続き、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○鷗会長

それでは、本日予定しておりました景観審議会の内容は以上になりますので、このあたりで閉会させていただきたいと思います。

皆様どうもありがとうございました。

○委員の交代

岩国市商工会議所 木村委員が令和 7 年 3 月 31 日付で退任。

後任は決まり次第、お知らせする。

○木村委員

出席するだけで、お役に立てたかはわかりませんが、私も岩国二丁目に住んでおりますので、引き続きこの景観の取り組みに対しても応援していきたいと思っています。

皆さん大変お世話になりました。